

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

梨郷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	—
個人	60経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農林業関連の会合を通じて、農地中間管理事業の周知を図りながら、機構事業を活用するきっかけとする。

なお、農地所有者が農地を貸出す場合は、農地中間管理機構の活用を図る。

6 地域農業の将来のあり方

梨郷地区は、土地利用型農業を中心とし、果樹や野菜などにも取組む複合経営が主体となっている。

地域の中心となる経営体への農地集積・集約化による農業規模の拡大と効率化、6次産業化などによる農業所得の向上を図りながら、持続可能な地域農業を目指す。